

平成21年第2回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び閉会 平成21年8月11日 午前10時00分 開会
午後 2時08分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員18名

1番 赤井 佐太郎	2番 朝岡 佐一郎
3番 西井 覚	4番 藤井本 浩
5番 吉村 優子	6番 阿古 和彦
7番 川辺 順一	8番 川西 茂一
9番 寺田 惣一	10番 下村 正樹
11番 岡島 辰雄	12番 野志 昭
13番 西川 弥三郎	14番 南 要
15番 亀井 一二三	16番 高井 悦子
17番 白石 栄一	18番 石井 文司

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	山下 和弥	副市長	杉岡 富美雄
教育長	大西 正親	総務部長	大武 勇吉
企画部長	森川 重裕	市民生活部長	安川 登
都市産業部長	石田 勝朗	保健福祉部長	花井 義明
教育部長	高木 久雄	水道局長	正田 貴一
消防長	中島 克比虎	会計管理者	森田 源千代

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	福井 良祝	書記	中嶋 卓也
書記	西川 雅大		

6. 会議録署名議員 4番 藤井本 浩 12番 野志 昭

7. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議第40号 財産の取得について（学校等情報通信機器購入）

日程第4 閉会中の継続調査並びに継続審査について

開 会 午前10時00分

石井議長 ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、平成21年第2回葛城市議会臨時議会を開会いたします。

本日、平成21年第2回臨時議会が招集されましたところ、議員各位には何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本臨時議会も、議員各位の格段のご協力によりまして最後まで議会運営が円滑に進行できますようお願い申し上げます。

ここで、報告事項を申し上げます。本臨時議会に提出する議案につき、市長から送付がありました。提出議案は、議事日程記載の日程第3、議第40号、1議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

以上で、報告を終わります。

ここで、山下市長から、招集者としてのごあいさつを願うことにいたします。

市長。

山下市長 本日、平成21年第2回葛城市議会臨時会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましては大変お忙しいところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、本臨時会の招集につきましては、地方自治法第102条第3項の規定に基づきまして、招集をお願いいたしましたところでありまして、議員の皆様方におかれましては深いご理解をいただき、改めて、感謝申し上げますところでございます。

なお、提案いたします案件につきましては、財産の取得についての1件となっております。提案時に内容説明を申し上げますので、よろしくご審議賜り、ご議決を賜りますようお願いを申し上げ、召集に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

石井議長 これより日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、4番、藤井本浩君、12番、野志昭君を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時議会の会期、審議日程、審議方法について議会運営委員会で協議を願っておりますので、運営委員長から報告をお願いいたします。

4番、藤井本君。

藤井本議会運営委員長 平成21年第2回葛城市議会臨時会に当たり、去る8月3日に議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議しておりますので、その結果についてご報告いたします。

まず、議事日程及び審議方法でございますが、日程第3、議第40号議案につきましては、その内容説明を受け、質疑まで行い、総務文教常任委員会に審査を付託いたします。

そして、本会議休憩中に総務文教常任委員会を開催し、付託議案について審議をいただきます。委員会終了後、午後2時を予定として本会議を再開いたします。委員長報告を受けた

後、質疑を行い、討論・採決を行います。

最後に、会議日程及び会期は、お手元に配付のとおりでございます。会期は、本日8月11日の1日といたします。

以上でございます。皆様のご理解をお願いいたします。

石井議長 ただいまの運営委員長からの報告のとおり、本臨時議会の会期は本日1日とすることに
異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

議案審議につきましても、ただいまの運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議あ
りませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。よって、運営委員長の報告のとおり議案審議を行うことにいたし
ます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第40号議案を議題といたします。本案につき、提案者の説明を求めます。

市長。

山下市長 ただいま議題となりました議第40号 財産の取得について、学校等情報通信機器購入につ
きまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び葛城市議会の議決に付すべき契
約及び財産の取得または処分に関する条例の規定によりまして、議会の議決を求めるもので
ございます。

本事業につきましては、6月議会において議決をいただきました補正予算の中に計上され
ております、学校等情報通信機器購入にかかわるものでございまして、国の学校ICT環境
整備事業、並びに国の15兆円の経済危機対策の地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用し
て実施するものでございます。

取得する財産につきましては、小中学校、幼稚園、公民館に設置いたしますデジタルテレ
ビ、合わせて247台の購入と、小中学校に設置いたします教室、公務用パソコン、並びに白鳳
中学校、磐城、當麻両小学校のパソコン教室用のパソコン、合わせて445台の購入、その他学
校放送システム機器一式、及び教育システム機器一式の購入でございます。

契約の方法につきましては平成21年7月30日に6社による指名競争入札を実施した結果、
4社が応札いたしまして、その結果パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会
社関西支社が落札いたしましたので、契約金額1億5,642万9,000円で契約を締結しようとす
るものでございます。

以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

石井議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

15番、亀井君。

亀井議員 ただいま上程になりました、財産の取得についての契約議決でございますが、この契約議決は学校 I C T 環境整備事業という費用でございます。これは、国が経済対策で実施いたしました100%の事業費ではないかと思しますので、この後総務文教常任委員会に付託される案件でございますが、私は総務文教常任委員会に所属しておりませんので、若干の質疑をさせていただきますと思います。

まず、デジタルテレビでございますが、これは各公民館の地デジ対応のテレビの取得であると思いますが、大字については何カ大字、また何台のテレビを入れられるのか、そうした中でこの100%の補助率で先般私の大字で区長が3万円の負担を市からお願いされていると、100%の補助率であるのになぜ3万円の負担金を出さなくてはいけないのか、その3万円が負担されて、どういうふうにもその3万円を今度使われるのか、まずお聞かせ願いたいと思います。

石井議長 高木教育部長。

高木教育部長 今お尋ねの学校放送のデジタル補助金ということで、公民館につきましては各45台、ただし条例上公民館として条例設置している部分でございます。あと集落センターとか集会所とかいう部分については公民館とは、今の補助事業には載りませんので、今回は対象になっておりません。

3万円につきましては、あくまでも公民館としての現在2分の1の補助ということがございまして、その補助金の枠の中で使っていく部分として今回新しく入れさせていただくわけでございますけど、そのときの補助事業の部分として若干の協力をお願いしたいと思うところでございます。

以上でございます。

石井議長 副市長。

杉岡副市長 ただいま教育部長の方からご説明申し上げましたとおりでございますけれども、この事業につきまして、I Tの教育機器につきましては、50%の国費の補助金でございます。そのあとの裏打ちにつきましては先ほど市長が申し上げましたように、緊急経済対策事業につきましての50%を充当させていただきまして、いわゆる国費をもちまして、100%の国費をもって、この事業を推進するわけでございます。

先ほど部長から説明させていただきましたように、従来公民館の備品につきましては葛城市の補助要綱がございまして、その備品につきましては大字でそれぞれ購入されましたものにつきまして、市が2分の1の助成をするということで要綱が定められております。

今回この100%の事業につきまして、それぞれの大字の方では既に地デジ対応のテレビを購入されておられるという大字もございまして、その方につきましては先ほども申しましたように、自分の大字の資金と市の補助金によりまして購入されております。

今回時間がずれましたので既に購入されております大字と今回テレビを設置いただく大字につきましてのやはり不均衡が生じてはならないということがございます。

それと無償でそれぞれ設置いただくということになりますと、市の財産としてテレビというのはあとの維持管理、修繕も含めまして市の負担になろうかと危惧されるわけでございます。そのような中で先ほども申しております、まずは負担の均衡をできるだけ緩和するという意味で、今回設置いただく部分につきましては大字の軽減も十分、もちろん市の軽減も図れるわけでございまして、そのような中からこの事業に対します協力という意味でご負担をいただければ幸いだということで、大字の方に投げかけさせていただいたような状況でございます。

また、この財源につきましては一般財源、もし負担いただけるならば、これはやはり今後の皆さん方の貴重な財源として保留いたしまして、その使途につきましてはこれから鋭意考えていきたいと考えております。

石井議長 15番、亀井君。

亀井議員 今、部長、副市長に答弁いただきましたが、確かに従来であればそうであったと思うわけでございます。この事業費というのは国の100%の補助金を使ってやるという中で、私は負担金を3万円取るというのはおかしいのではないかと、事業に違反しているのではないかと考えたので、質問させていただいたわけで、確かに副市長がおっしゃるように従来はそうであったかと思うわけでございます。

また、この事業に当てはまらない、先に地デジ対応されている大字は半分負担いただいたと、それはそのときにはこの事業がなかったというので、従来どおりのやり方をされているという認識をしておりますが、今こうして契約議決を上げられる中で、なぜ100%の補助率の事業で、3万円の負担をさせて、その3万円を今後どういうふうに、今45台に3万円、135万円ですか、その135万円を今おっしゃっている、今後の修理費とかに充てなくてはいけなとおっしゃって、そういうものも財源として持つておかななくてはならないと、私がいろいろ調べた結果、今後出てくるであろう集落センターもあることだし、そういうところのテレビも入れかえるというお考えを持っておられると聞き及んでおりますが、それはこの事業と関係ないのであって、この事業で進められる説明をちゃんとしていただきたいと思うのですけれど。

本議会の質疑でございますが、また総務文教常任委員会に付託して十分その件も審議していただくと思いますので、簡単にもう一回だけ答弁いただいて、私は総務文教常任委員会にゆだねようと思いますので、再度答弁をお願いしたい。

石井議長 副市長。

杉岡副市長 確かに今回の経済対策につきましては、限りある期間の事業でございまして、既に設置されております大字につきましては、その恩恵を被らないというふうな状況がございまして。葛城市にも今までの長年やってきた経緯がございまして、これからもこの葛城市の公民館に対する備品の設置要綱につきましては、2分の1の補助金を出させていただいて大字の運営に寄与するという、ほかの市にはない要綱が定められております。その要綱自身をこれからも守っていくために、やはり行政の継続性と申しますか、そのような観点の中で今回協力いただくということをお願い申し上げているという状況でございまして、できるだけ今までの

要綱を守っていき、なおかつ行政の公平化を図るという観点から、応分のご協力をいただくという趣旨をもちまして協力を要請いたしておるところでございます。

以上でございます。

石井議長 15番、亀井君。

亀井議員 あとは総務文教常任委員会で十分審議をしていただきますようお願いいたしまして、私の質疑は終わっておきます。

石井議長 ほかに質疑はありませんか。

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております、議第40号議案は総務文教常任委員会に付託し、審査願います。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時20分

再 開 午後 2時00分

石井議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き日程第3、議第40号を議題といたします。

本案については、休憩中に総務文教常任委員会が開催され審議されておりますので、その結果報告を委員長に求めます。

6番、阿古君。

阿古総務文教常任委員長 本日午前中の本議会におきまして総務文教常任委員会に付託されました1議案につきまして、休憩中に委員会を開催し慎重に審査いたしておりますので、その概要及び結果をご報告いたします。

議第40号議案についてであります。

質疑では本契約のうちデジタルテレビに関し、液晶とプラズマの種類に分かれると思うが、仕様書においてどちらかに特定されていたのか、また、国が示している転倒防止策など以外で、市独自で指示した事項についてはという問いに対し、どちらの製品でもよいとしている、また転倒防止の仕様を初め、画面の強度を1.0ジュールとして、衝撃対応として壊れないよう指示事項を入れたとの答弁がありました。

この答弁に対し、液晶は画面がやわらかく、プラズマと比較して不利ではないかと思われる、今の市場は液晶が7割を占め、プラズマを生産しているのは限られた会社である、不公平感を持つという問いに対し、液晶の製品には強化ガラスで衝撃対策を、プラズマには破損した場合の飛散防止の対策を求め、どのメーカーでも参加できる仕様として考え、現場の声を反映した公平性のある仕様書と考えるとの答弁がありました。

また、今回の国のICT環境整備事業により、白鳳中学校、當麻小学校のパソコンは入れかえされるが、今後リース期間等更新の時期を迎える新庄小学校などのパソコンの入れかえはどうなるのかという問いに対し、予算査定のときに順次パソコンの入れかえの方法をどうするか検討してきた。今この時期に入れかえの必要なパソコンについては、国の学校ICT環境整備事業にうまくのっていきことができたが、今後に入れかえの必要となる学校のパ

ソコンについては、リース期間等更新時期が来たときに購入するか、リースをするか、責任を持って入れかえをすることとしていきたいという答弁がありました。

さらに、公民館のテレビについて、国の補助金が半分、あと交付金を充当し全額補助的な事業であるのに、大字は3万円の負担をしなくてはならないのは理解できないという問いに対し、今まで市の補助制度で公民館の備品は2分の1の補助金で実施してきた経緯もあり、今後も補助制度を続けていきたいと考えているので、公平を期する上でも大字のご協力をいただいで進めていきたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上でございますが、そのほかにも活発な質疑がありましたことを申し添えて、当委員会の報告といたします。

石井議長 以上で、総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより、日程第3、議第40号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

石井議長 異議なしと認めます。よって議第40号は原案のとおり可決されました。

日程第4、閉会中の継続調査並びに継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から葛城市議会会議規則第104条の規定により、所管事務についての閉会中の継続調査の申し出が出ております。また、決算特別委員長から、同じく葛城市議会会議規則第104条の規定により、平成20年認第1号についての閉会中の継続審査の申し出が出ております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、所管事務について閉会中の継続調査とし、認第1号について閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

石井議長 ご異議なしと認めます。よって各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査並びに継続審査とすることに決定いたしました。

以上で本臨時会の日程は全て終了いたしました。

議員の皆様には慎重にご審議をいただき、また格段のご協力によりまして議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

これをもちまして臨時議会を閉会するわけですが、来月には9月定例議会も控えておりますので、引き続きご協力をよろしくお願い申し上げます。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

山下市長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日閉会となりました、平成21年第2回葛城市議会臨時会の全日程を終えていただきまして、閉会となったところでございます。臨時会に提案いたしました議案につきまして、慎重審議いただきまして原案どおり可決いただきました。改めて感謝申し上げる次第でございます。

なお、議案審議の中においていただきました貴重なご意見ご提言をしっかりと受けとめながら、執行に当たってまいる所存でございます。今後ともなお一層のご支援ご指導賜りますようお願いを申し上げ、閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

本日はどうもありがとうございました。

石井議長 以上で平成21年第2回葛城市議会臨時議会を閉会いたします。

ご苦労さんでございました。

閉 会 午後2時08分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 石 井 文 司

署 名 議 員 藤井本 浩

署 名 議 員 野 志 昭